

第23期第5回福岡県豊前海区漁業調整委員会次第

1 日 時 令和7年11月26日（水） 14：00～

2 場 所 豊前海水産会館
(京都郡苅田町磯浜町1-2-6 TEL 093-434-1704)

3 議 題

(1) 特定水産資源の福岡県知事管理漁獲可能量の変更について（諮問）

資料 1

(2) 第51回瀬戸内海広域漁業調整委員会について（報告）

資料 2

(3) 全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議について（報告）

資料 3

(4) くろまぐろ知事管理漁獲可能量の変更について（報告）

資料 4

(5) その他

資料 1
(第23期5回豊前漁調委)
(令和7年11月26日)

7水第1470号

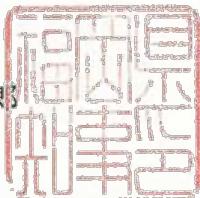
令和7年11月18日

福岡県豊前海区漁業調整委員会会長

江口 猛 様

福岡県知事 服部 誠太郎

(水産局水産振興課)



特定水産資源の福岡県知事管理漁獲可能量の変更について（諮問）

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき特定水産資源（かたくちいわじ瀬戸内海系群）に係る令和7管理年度における知事管理漁獲可能量を別紙のとおり変更することについて、同条第2項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。



(別紙)

1 本県に定められた都道府県別漁獲可能量及び定めようとする知事管理漁獲可能量

特定水産資源	都道府県別 漁獲可能量	知事管理漁獲可能量	
		知事管理区分	配分数量
かたくちいわし 瀬戸内海系群	令和7管理年度① (令和7年1月1 日から同年12月 31日まで) 48,000トンの内数 令和7管理年度② (令和7年4月1 日から令和8年3 月31日まで) 48,000トンの内数	福岡県かたくちいわし 瀬戸内海系群知事管理 区分	令和7管理年度① (令和7年1月1日 から同年12月31日 まで) 48,000トンの内数 令和7管理年度② (令和7年4月1日 から令和8年3月 31日まで) 48,000トンの内数

令和7年11月26日
福岡県豊前海区漁業調整委員会資料

特定水産資源の知事管理漁獲可能量の変更について（諮問）

水産振興課漁船漁業係

【概要】

- ・知事は、福岡県資源管理方針に即して、農林水産大臣から定められた都道府県別漁獲可能量について、「知事管理漁獲可能量」を定めるものとなっている。
- ・今般、令和7年1月1日より令和7管理年度が開始されている「かたくちいわし瀬戸内海系群」について、国から定められた都道府県別漁獲可能量が変更となったため、知事管理漁獲可能量を変更する必要がある。
- ・このため、知事管理漁獲可能量を変更することについて、法第16条第2項の規定※に基づき福岡県豊前海区漁業調整委員会に諮問を行うもの。

※法第16条第2項：都道府県知事は、知事管理漁獲可能量を定めようとする（変更しようとする）ときは、関係海区漁業調整委員会に意見を聴かなければならない。

【都道府県別漁獲可能量の変更について】

- ・水産庁から示された、令和7管理年度における特定水産資源の都道府県別漁獲可能量の変更内容は下表のとおり

特定水産資源	変更された都道府県別漁獲可能量	
	(変更前)	(変更後)
かたくちいわし 瀬戸内海系群	48,000トンの内数	令和7管理年度① (令和7年1月1日から 同年12月31日まで) 48,000トンの内数 令和7管理年度② (令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで) 48,000トンの内数

【TAC 管理期間の変更について】

- ・「かたくちいわし瀬戸内海系群」は令和7年1月1日から令和7年12月31日を令和7管理年度とし、TAC管理が行われている。
- ・令和8管理年度から管理期間が4月1日から3月31日に変更となった。
- ・これに伴い、従前の令和7年1月1日から令和7年12月31日までを令和7管理年度①、令和7年4月1日から令和8年3月31日までを令和7管理年度②として扱い、それぞれにTACを設定して管理することとなった。

変更前	R7.1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R8.1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	令和7管理年度												令和8管理年度												令和9管理年度		
変更後	R7.1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R8.1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	令和7管理年度①												令和8管理年度												令和8管理年度		

【知事管理漁獲可能量の設定について】

- ・福岡県資源管理方針で、「かたくちいわし瀬戸内海系群」の都道府県別漁獲可能量の知事管理区分への配分基準を下記のとおりとしている。

○都道府県別漁獲可能量の知事管理区分への配分基準

かたくちいわし瀬戸内海系群：全量を福岡県かたくちいわし瀬戸内海系群知事管理区分に配分

- ・今回、対象魚種の令和7管理年度における都道府県別漁獲可能量は下表のとおり示されたことから、福岡県資源管理方針に即し、「かたくちいわし瀬戸内海系群」の令和7管理年度知事管理漁獲可能量を下表のとおり設定することとしたい。

表 本県に定められた都道府県別漁獲可能量及び定めようとする知事管理漁獲可能量

特定水産資源	都道府県別 漁獲可能量	知事管理漁獲可能量		備考
		知事管理区分	配分 数量	
かたくちいわし 瀬戸内海系群	令和7管理年度① (令和7年1月1日から同年12月31日まで) 48,000トンの内数 令和7管理年度② (令和7年4月1日から令和8年3月31日まで) 48,000トンの内数	福岡県かたく ちいわし 瀬戸内海系群 知事管理区分	令和7管理年度① (令和7年1月1日から 同年12月31日まで) 48,000トンの内数 令和7管理年度② (令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで) 48,000トンの内数	漁業法第16条 第1項に基づく知事管理漁 獲可能量の設 定

7水管第2002号
令和7年11月10日

都道府県知事（別記参照） 殿

農林水産大臣 鈴木 憲和

かたくちいわし瀬戸内海系群に関する令和7管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更の通知

令和7管理年度における都道府県別漁獲可能量について、下記の表のとおり変更したので、漁業法（昭和24年法律第267号）第15条第6項において準用する同条第4項の規定に基づき、通知いたします。

記

（表）令和7管理年度における特定水産資源の都道府県別漁獲可能量の変更

特定水産資源	変更した都道府県別漁獲可能量	
	(変更前)	(変更後)
かたくちいわし瀬戸内海系群	48,000トンの内数	令和7管理年度①（令和7年1月1日から同年12月31日まで） 48,000トンの内数 令和7管理年度②（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで） 48,000トンの内数

別記

大阪府知事
兵庫県知事
和歌山県知事
岡山県知事
広島県知事
山口県知事
徳島県知事
香川県知事
愛媛県知事
福岡県知事
大分県知事

第51回瀬戸内海広域漁業調整委員会

議事次第

日 時：令和7年11月14日（金） 14時から

場 所：神戸市中央区八幡通4丁目2-12 カサベラFRⅡビル

三ノ宮研修センター 6階605号室

1 開会

2 挨拶

3 議題

- (1) 委員の改選に伴う対応について
 - ① 会長職務代理者の互選について
 - ② 部会に属すべき委員の指名について
- (2) 令和7年度のくろまぐろ遊漁に関する管理について
- (3) 太平洋くろまぐろの遊漁に係る届出制に関する委員会指示及び採捕に関する委員会指示の一部改正について
- (4) 沿岸くろまぐろ漁業の承認に係る対応について
- (5) サワラ・トラフグの資源管理について
- (6) その他
 - ① TAC資源拡大に向けた検討状況について
 - ② 令和8年度資源管理関係予算について
 - ③ 広調委の今後の役割等について
 - ④ その他

4 閉会

瀬戸内海広域漁業調整委員会委員名簿

根 拠：漁業法（昭和24年法律第267号）
 定 員：14名（互選委員11名 大臣選任委員3名）
 任 期：4年 大臣選任委員（第6期）2022.6.1～2026.5.31
 海区互選委員（第7期）2025.10.1～2029.9.30

区分	氏名	現職		
府県互選委員	和歌山県 山口 太志	ヤマグチ ヤマグチ	フトシ 太志	和歌山県漁業協同組合連合会 代表監事
	大阪府 岡 修	オカ オカ	オサム 修	大阪府漁業協同組合連合会 代表理事会長
	兵庫県 田沼 政男	タヌマ タヌマ	マサオ 政男	兵庫県漁業協同組合連合会 代表理事会長
	岡山県 豊田 安彦	トヨタ トヨタ	ヤスヒコ 安彦	朝日漁業協同組合 代表理事組合長
	広島県 箱崎 照男	ハコザキ ハコザキ	テルオ 照男	因島市漁業協同組合 代表理事組合長
	山口県 三浦 忠	ミウラ ミウラ	タダシ 忠	山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会 副会長
	徳島県 大山 登	オオヤマ オオヤマ	ノボル 登	堂浦漁業協同組合 代表理事組合長
	香川県 嶋野 勝路	シマノ シマノ	カツジ 勝路	香川県漁業協同組合連合会 代表理事会長
	愛媛県 塩田 浩二	シオタ シオタ	コウジ 浩二	愛媛海区漁業調整委員会 委員
	福岡県 瀧口 克己	タキグチ タキグチ	カツミ 克己	福岡県豊前海区漁業調整委員会 委員
農林水産大臣選任委員	大分県 本庄 新	ホンジョウ ホンジョウ	シン 新	大分海区漁業調整委員会 副会長
	▲脇田 和美	ワキタ ワキタ	カズミ 和美	学校法人 東海大学 海洋学部 教授
	久賀 みずほ	クガ 久賀	ミズホ みずほ	国立大学法人 鹿児島大学 水産学部 准教授
	富山 穀	トミヤマ トミヤマ	タケシ 穀	国立大学法人 広島大学大学院 統合生命科学研究科 教授

※ ▲は会長、■は会長職務代理者

I. 遊漁によるくろまぐろの管理について

釣り（遊漁）に関する規制（ルール）

- 令和3年度から遊漁による採捕に関する規制を導入。
- 令和7年度の採捕（釣り）に関する規制（ルール）は以下のとおり。

- (1) 小型魚（30kg未満）の採捕禁止。意図せず採捕した場合は直ちに放流。
 - (2) 大型魚（30kg以上）の保持は1人毎月1尾まで。それ以上採捕した場合は直ちに放流。
 - (3) 大型魚（30kg以上）を採捕した場合は、陸揚げした日から1日（翌日）以内に水産庁へ以下の情報を報告。
 - ・採捕者情報：氏名、住所、電話番号、メールアドレス、本人確認書類（運転免許証等の提出）
 - ・採捕したクロマグロ情報：尾数、重量、計量方法、尾さ長（及び写真添付）、陸揚げ日・場所
 - ・採捕海域、遊漁船の船名・登録都道府県・番号（遊漁船以外を利用した場合は船舶番号又は船舶検査済票の番号）
 - (4) 資源管理の枠組みに支障を来すおそれがあると認めるとときは、期間を定めて採捕を禁止（※）。
- ※ 採捕禁止の運用について
- ・年間の採捕数量を60トン程度とし、これを毎月5トン（9月から3トン）で均等配分し、各月の採捕上限として設定。
 - ・各月において報告される採捕数量の積み上がり状況を見て、毎月の採捕上限を超えるおそれがある場合、広域漁業調整委員会が公示した日から当該月の末日までの期間を採捕禁止。
- (5) 委員会指示の有効期間：2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）



【目的】
くろまぐろ遊漁の全体像を把握するため

New! 令和8年4月1日から 届出制の導入

- 届出の種類は3つ。
 - ① 釣り人（遊漁者）
 - ② 遊漁船業者
 - ③ プレジジャーポート等の遊漁船以外の船舶を運航する人

瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第50号（案）の概要

1. 届出

（1）遊漁者

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間中（以下「管理期間」という。）において、くろまぐろ（大型魚）を採捕しようとする遊漁者は、以下の内容について、当該期間において最初にくろまぐろ（大型魚）の採捕をしようとする日の1営業日前までに委員会に届け出なければならない。

ア 氏名、住所、電話番号及びメールアドレス

イ その他委員会会長が必要と認めて別に定める事項

（2）遊漁船業者

管理期間において、くろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として遊漁者を漁場に案内しようとする遊漁船業者は、使用する船舶ごとに、以下の内容について、令和8年1月1日から同年3月20日までに委員会に届け出なければならない。

ア 氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）、住所、電話番号及びメールアドレス

イ 船名

ウ 遊漁船登録番号

エ 入出港しようとする場所

オ その他委員会会長が別に定める事項

※ 委員会会長が別に定める要件に適合する者にあっては、管理期間中に最初にくろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として遊漁者を漁場に案内しようとする日の属する月の前月十日までに委員会に届け出なければならない。

（3）遊漁船以外の船舶を運航する者

管理期間において、遊漁船以外の船舶を運航してくろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として遊漁者を漁場に案内しようとする者又は自ら漁場に赴こうとする者は、使用する船舶ごとに、以下の内容について、令和8年1月1日から同年3月20日までに委員会に届け出なければならない。

ア 氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）、住所、電話番号及びメールアドレス

イ 船名

ウ 船舶番号又は船舶検査済票の番号

エ 入出港しようとする場所

オ その他委員会会長が別に定める事項

※ 委員会会長が別に定める要件に適合する者にあっては、管理期間中に最初にくろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として遊漁者を漁場に案内し、又は自ら漁場に赴こうとする日の属する月の前月十日までに委員会に届け出なければならない。

(4) 届出事項の変更

(1) から (3) までの規定による届出をした者は、届出した事項に変更が生じたときは、速やかに、委員会に変更の届出をしなければならない。

(5) 届出番号の交付

委員会は、(1) から (3) までの届出を受け付けた際には、その届出者に届出番号を遅滞なく交付する。

2. 指示の有効期間

令和8年1月1日から令和9年3月31日までとする。

広調委の承認制について（沿岸くろまぐろ漁業）②

沿岸くろまぐろ漁業の承認の一斉更新の結果について（令和7年4月時点）

都道府県	広域漁業調整委員会			合計	都道府県	広域漁業調整委員会			合計	都道府県	広域漁業調整委員会			合計	
	日本海・九州西	太平洋	瀬戸内海			日本海・九州西	太平洋	瀬戸内海			日本海・九州西	太平洋	瀬戸内海		
北海道	424	1,271		1,695	石川県	276			276	山口県	922				922
青森県	1,023	1,132		2,155	福井県	244			244	徳島県	9	356	111		476
岩手県		22		22	静岡県		999		999	香川県					0
宮城県		41		41	愛知県				0	愛媛県		41			41
秋田県	164			164	三重県		798		798	高知県	105	1,589			1,694
山形県	137			137	京都府	255			255	福岡県	507				507
福島県	444			444	大阪府			6	6	佐賀県	101				101
茨城県		292		292	兵庫県	250	2	301	553	長崎県	2,554				2,554
千葉県	451			451	和歌山県	66	756	535	1,357	熊本県	63				63
東京都		420		420	鳥取県	227			227	大分県	25	139			164
神奈川県	278			278	島根県	1,015			1,015	宮崎県	53	493			546
新潟県	208	1		209	岡山県				0	鹿児島	359	3			362
富山県	192			192	広島県				0	沖縄県		1			1
									9,179		9,529	953	19,661		

一斉更新後の各広域漁業調整委員会管轄別の沿岸くろまぐろ漁業承認数（令和7年4月時点）は以下のとおり

- ・日本海・九州西広域漁業調整委員会 : 9,179
- ・太平洋広域漁業調整委員会 : 9,529
- ・瀬戸内海広域漁業調整委員会 : 953



サワラ（瀬戸内海系群）①

資料 5-1

サワラは我が国沿岸および東シナ海、黄海に広く分布し、本系群はこのうち瀬戸内海を中心に分布する群である。

図1 分布域

瀬戸内海を中心に分布して中央部へ来遊する1歳魚以上を、秋季に紀伊水道と豊後水道に移動する0歳魚以上を漁獲する。

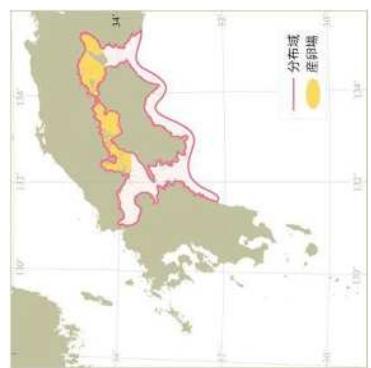


図2 漁獲量の推移

漁獲量は1987年から1997年には1.9千トンで減少傾向となり、その後は増加傾向となり、2004年からは前回示した1.9千トンであります。2021年(2.2千トン)が、2021年程度の漁獲量は2021年から減少傾向となっています。

図2 漁獲量の推移

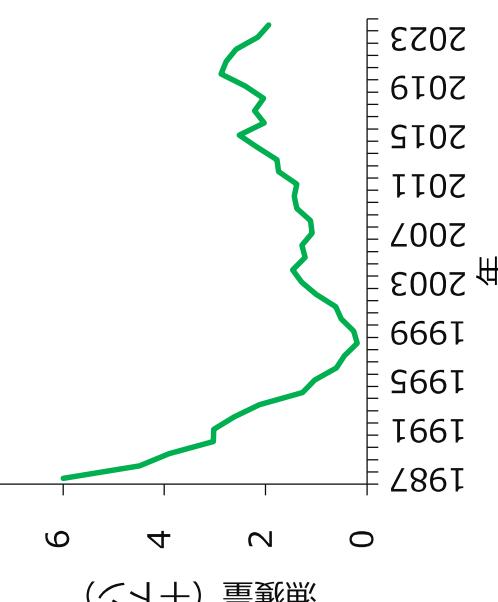


図3 年齢別漁獲尾数の推移

2000年以降の漁獲物の主体は1、2歳であるが、2013年以降は3歳の割合がやや高くなつた。0歳魚の漁獲尾数は1994年までは30万尾を超えていたが、その後は低い水準で推移している。

図3 年齢別漁獲尾数の推移

*1987～1997年は「4歳」と「5歳以上」を区別し、1998年以降はこれらをまとめて「4歳以上」として資源評価している。

本資料では、管理基準値や漁獲管理規則など、資源管理方針において提案された値を暫定的に示した。



トラフグ（日本海・東シナ海・瀬戸内海系群）①

トラフグは主に日本沿岸、東シナ海、黄海に分布し、このうち本系群は日本海・東シナ海・瀬戸内海を中心には分布する群である。本系群の漁獲量や資源量等は漁期年（4月～翌年3月）の数値を示す。本海域では人工種苗放流が1977年以降実施されている。

図1 分布域

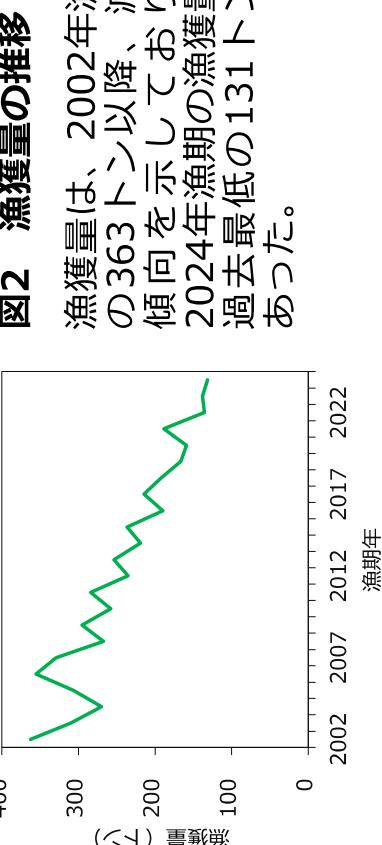
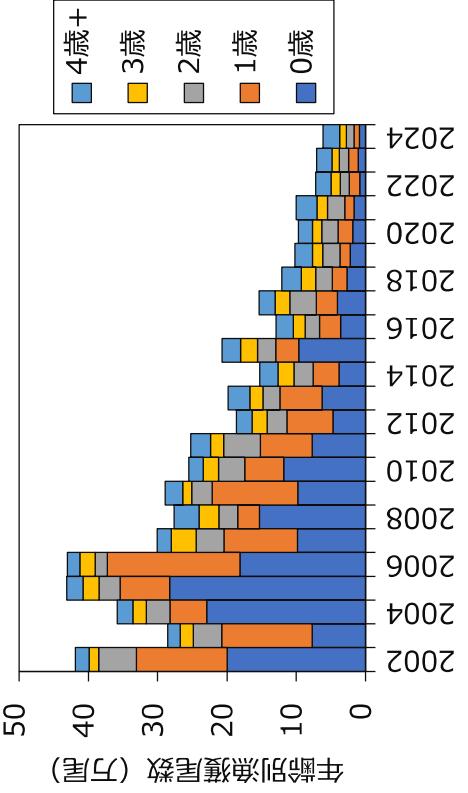


図3 年齢別漁獲尾数の推移

漁獲物の年齢構成は、近年に従い、若齢魚の割合が低下しており、2024年漁期においては、4歳魚以上の漁獲尾数が最も多かった。

本資料では、管理基準値や漁獲管理規則など、資源管理方針に関する検討会（ステークホルダー会合）の議論をふまえて最終化される項目について（は、研究機関会議において提案された値を暫定的に示した。）

第10回 契約会議（令和4年10月実行）

スケルダーハウス

水産資源	資源管理手法 検討部会	ステークホルダーアクション				備考
		第1回	第2回	第3回	第4回	
北海系群	令和3年11月29日	令和4年3月28日	令和5年3月7日	令和6年4月24日	令和7年1月からTA実行	
陸流系群	令和3年12月14日	令和4年3月3日	令和5年2月15,16日	令和6年1月からTA実行	令和7年1月からTA実行	
海系群	令和4年11月21日	令和5年5月30日	令和6年5月28日	令和7年4月からTA実行	令和7年4月からTA実行	
海系群	令和4年7月11日	令和5年10月11日	令和6年3月19日	令和6年1月からTA実行	令和6年1月からTA実行	
海系群	令和3年12月14日	令和4年3月3日	令和5年2月15,16日	令和6年1月からTA実行	令和6年1月からTA実行	
海系群	令和3年11月29日	令和4年3月28日	今後開催	令和6年7月からTA実行	令和6年7月からTA実行	
北部系群	令和4年3月17日	令和5年3月23日	令和5年8月7日	令和6年7月4日	令和6年7月4日	
北部系群	令和4年2月25日	令和5年3月9日	令和5年7月4日	令和6年3月15日	令和6年3月15日	
海系群	令和5年3月3日	令和6年1月19日	令和6年3月15日	令和6年3月15日	令和6年3月15日	
海系群	令和5年3月3日	令和6年1月19日	今後開催	今後開催	今後開催	
西部系群	令和4年2月25日	今後開催	今後開催	今後開催	今後開催	
北洋北部	令和4年3月17日	今後開催	今後開催	今後開催	今後開催	
海系群	令和4年3月17日	今後開催	今後開催	今後開催	今後開催	
海系群	令和5年5月22日	今後開催	今後開催	今後開催	今後開催	
海系群	令和5年8月7日	今後開催	今後開催	今後開催	今後開催	
海系群	令和5年8月7日	今後開催	今後開催	今後開催	今後開催	
東シナ海系群	令和4年12月20日	今後開催	今後開催	今後開催	今後開催	
海系群	令和4年12月20日	今後開催	今後開催	今後開催	今後開催	
海系群	令和5年6月12日	今後開催	今後開催	今後開催	今後開催	
東シナ海系群	令和5年7月21日	今後開催	今後開催	今後開催	今後開催	
東シナ海系群	令和5年5月22日	今後開催	今後開催	今後開催	今後開催	
西部系群	令和4年4月21日	今後開催	今後開催	今後開催	今後開催	
東シナ海系群	令和4年4月21日	今後開催	今後開催	今後開催	今後開催	
海系群 (大臣許可水域)	令和5年5月22日	今後開催	今後開催	今後開催	今後開催	
海系群 (大臣許可水域)	令和5年5月22日	令和7年1月20日	令和7年3月24日	令和7年3月19日	令和7年9月からTA実行	
海系群	令和4年2月8日	今後開催	今後開催	今後開催	今後開催	
海系群	令和5年4月24日	今後開催	今後開催	今後開催	今後開催	
東シナ海系群	令和5年3月17日	今後開催	今後開催	今後開催	今後開催	
東シナ海系群	令和5年7月21日	今後開催	今後開催	今後開催	今後開催	

全国海区漁業調整委員会連合会 九州ブロック会議 次第

〔開催期日 令和7年10月30日（木）午後2時30分から午後5時まで
開催場所 大分センチュリーホテル 2階「桜の間」〕

【参加範囲】

- (1) 全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック各海区漁業調整委員会（会長、事務局）
- (2) 水産庁資源管理部管理調整課沿岸・遊漁室、水産庁九州漁業調整事務所、
内閣府沖縄総合事務局農林水産部林務水産課
- (3) 大分海区漁業調整委員会（会長、委員、事務局）、大分県農林水産部漁業管理課

1. 開会

司会：事務局長 平川 千修

2. 挨拶

- ① 主催者挨拶 全国海区漁業調整委員会連合会 副会長 半田 亮司（福岡県連合）
- ② 開催地挨拶 大分海区漁業調整委員会 会長 阿部 貴史（地元海区）
- ③ 来賓挨拶 水産庁管理調整課 課長補佐 土方 教義
- ④ 地元県挨拶 大分県農林水産部水産担当審議監 大塚 猛
- ⑤ 来賓紹介

3. 議長選出

大分海区漁業調整委員会 会長 阿部 貴史

4. 議事録署名人選出（前回、次回の幹事県）

- ・福岡県連合海区
- ・鹿児島県連合海区

5. 議事

第1号議案 令和8年度要望事項について

第2号議案 次期開催海区について

- ・鹿児島県連合海区

6. その他

7. 閉会

令和8年度 要望事項一覧

No.	要 望 事 項	提出県	継続・ 新規	可否
1	海区漁業調整委員会制度について	長崎	継続	可決
2	海区漁業調整委員会の財政基盤の確保について	熊本	継続	可決
3	海区漁業調整委員会委員及び事務局職員の資質向上について	大分	継続	可決
4	違法操業の取締強化に向けた対応について	沖縄	継続	可決
5	クロマグロ資源の適正評価及び零細漁業者の経営支援について	佐賀	継続	可決
6	太平洋クロマグロの資源管理の推進について	長崎	継続	可決
7	太平洋クロマグロの資源管理に係る運用について	宮崎	継続	可決
8	太平洋クロマグロの資源管理の強化に伴う経営安定対策の推進について	鹿児島	継続	可決
9	太平洋クロマグロ（大型魚）の適正な資源管理について	沖縄	継続	可決
10	大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域の見直し及び禁漁期間の設定について	福岡	継続	可決
11	大中型まき網漁業の操業禁止区域の拡大並びに適正操業へ向けた指導の強化について	熊本	継続	可決
12	大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業における操業禁止区域の見直し拡大等について	鹿児島	継続	可決
13	沿岸漁業と沖合漁業（大臣許可漁業）との調整について	長崎	継続	可決
14	新たな資源管理措置について	福岡	継続	可決
15	新たな資源管理の推進について	長崎	継続	可決
16	日中・日韓新漁業協定の発効等に伴う今後の対策等について	長崎	継続	可決
17	日台漁業取決めの見直しについて	沖縄	継続	可決
18	我が国EEZ内における韓国漁船の操業禁止及び取締強化について	福岡	継続	可決
19	日中漁業協定等に基づく外国漁船の操業条件等の堅持について	鹿児島	継続	可決
20	日中漁業協定の見直しについて	沖縄	継続	可決
21	日本近海における外国漁船違法操業取締の強化について	長崎	継続	可決
22	東シナ海における漁船の安全操業確保について	熊本	継続	可決
23	遊漁者への安全啓発活動の強化について	長崎	新規	可決
24	ミニボートによる危険行為の防止について	佐賀	継続	可決
25	ミニボート及びSUPによる海難事故の防止について	熊本	継続	可決

くろまぐろ知事管理漁獲可能量の変更について（報告）

背景

令和7年2月28日付で筑前海区漁業調整委員会から適当である旨の答申をいたいた、「特定水産資源の福岡県知事管理漁獲可能量の変更に係る取扱」に基づき、令和7管理年度におけるくろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）の知事管理漁獲可能量の変更について報告するもの。

変更内容

徳島県大型魚と本県小型魚の交換（令和7年8月1日告示）

- 令和7年6月からくろまぐろ（大型魚）の漁獲が急激に積み上がり、4～9月の目安である38トンを超えたため、漁業者間の自主的な取り組みにより採捕を停止。
- 令和7年6月23日にクロマグロ部会から「小型魚と大型魚の交換を実施し、増枠した分の大型魚を採捕したい」との要望あり。
- このため、他県との融通調整を行い、徳島県大型魚の枠と本県小型魚の枠で3トンの交換が整ったため、知事管理漁獲可能量の変更を行ったもの。

福岡県知事管理漁獲可能量

	変更前	変更後
くろまぐろ（小型魚）	24.1トン	21.1トン
くろまぐろ（大型魚）	47.5トン	50.5トン

大中型まき網漁業大型魚と本県小型魚の交換（令和7年11月18日告示）

- 令和7年10月から大型魚の採捕を再開（残り7.3トン）。
- 令和7年9月16日にクロマグロ部会で「小型魚と大型魚の交換を実施し、増枠したい」との要望あり。
- このため、水産庁の融通要望調査に要望書を提出し、大中型まき網漁業大型魚の枠と本県小型魚の枠で3.5トンの交換が整ったため、知事管理漁獲可能量の変更を行ったもの。

福岡県知事管理漁獲可能量

	変更前	変更後
くろまぐろ（小型魚）	21.1トン	17.6トン
くろまぐろ（大型魚）	50.5トン	54.0トン